

令和 7 年度垂水市観光振興計画策定業務委託 仕様書

1 業務名

令和 7 年度垂水市観光振興計画策定業務委託

2 目的

観光産業を取り巻く環境の変化を的確に把握するとともに、本市が持つ魅力的な「自然、気候、文化、食」等の観光資源を戦略的に活用し、今後の観光施策について、その方向性を明確に掲げ、より一層の観光振興の推進するための指針となる垂水市観光振興計画を策定する。

本業務は、本市の令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を対象期間とする本計画の策定に当たり、観光行政に精通し、観光振興計画の策定に豊富な経験を有する事業者が業務を委託するものである。

3 計画の位置付け

この計画は、第 6 次垂水市総合計画兼第 3 期総合戦略における観光に係る個別計画として位置付ける。また、「観光立国推進基本計画」及び「鹿児島県観光振興基本方針」並びに「第 3 期大隅エリア観光戦略」との整合性を図る。

4 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 業務委託金額

6,930,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

6 適用範囲

本仕様書は、垂水市が実施する本業務に関しての必要な事項を定めるとともに、受託業者が履行しなければならない事項を定めたものである。

7 業務内容

- (1) 観光を取り巻く環境の現状把握
- (2) 垂水市の観光実態及びニーズ調査
- (3) 垂水市の観光の問題点・課題の整理
- (4) 観光消費支出に伴う経済波及効果の試算
- (5) 垂水市観光振興計画の策定
- (6) 観光開発審議会の運営支援
- (7) パブリックコメントの支援

8 スケジュール

想定スケジュールは、次のとおりであるが、実際のスケジュールは、本市と協議の上、決定すること。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 令和7年6月～10月 | 業務内容(1)～(4)を踏まえ、垂水市観光振興計画の素案を策定する。 |
| (2) 令和7年11月 | 第1回観光開発審議会を開催し、同計画の素案を審議する。 |
| (3) 令和7年12月 | 垂水市議会へ同計画の素案を説明する。 |
| (4) 令和8年1月 | パブリックコメントを実施する。 |
| (5) 令和8年2月 | 第2回観光開発審議会を開催し、パブリックコメント等の意見を反映した同計画確定版を策定する。 |
| (6) 令和8年3月 | 垂水市政策調整会議及び垂水市経営会議へ同計画確定版を付議、同計画確定。 |
| (7) 令和8年3月 | 垂水市議会へ同計画を報告する。 |

9 再委託

本業務の実施に当たり再委託が必要な場合は、事前に書面による本市の承諾を得ること。

10 実績報告及び成果品

全ての業務完了後に、事業に関する実績報告書を作成の上、次の成果品を水産商工観光課へ提出すること。なお、電子データは、Microsoft 製 word 又は Excel で編集可能なデータを原則とし、作図などで他のデータ形式を用いる場合は、本市の了解を得ること。

- (1) 計画書（本編） 1部
- (2) 計画書（概要版） 1部
- (3) その他電子データ一式

11 その他

- (1) 本業務の実施に伴い個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び垂水市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）の規定を順守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の履行に当たり、関係法令、本市の例規等を遵守しなければならない。
- (3) 本業務による成果品の著作権は、垂水市に帰属するものとする。ただし、協議により、本市が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本業務において、受託者が提供する資料や業務フローを作成するツールは、受託者が無償で提供し、本業務終了後においても、本市が無償で利活用できるよう

にすること。

- (5) 本仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

12 問合せ先

垂水市役所 水産商工観光課 観光・ジオパーク係 迫田（さこだ）

所在地：〒891-2121 鹿児島県垂水市上町 114 番地

電 話：0994-32-1486（直通）

F A X：0994-32-6625

E-mail：t_kankou@po.city.tarumizu.kagoshima.jp